

2021年6月10日

学生各位

学生コモンズ支援課

自然災害等に対する休講措置の判断基準について

台風などの自然災害等により、警報が発令された場合及び交通機関が運行停止となった場合の休講措置については、学生ハンドブック内に記載している「学校における事故(災害)に対する危機管理マニュアル」では下記のとおりとなっておりますので、各自、本学ホームページをご参照ください。

記

・自然災害等に対する休講措置の判断基準

朝6時の段階で以下の1又は、2のいずれかの状況が発生している場合、教学担当副学長の最終判断により、全学休講とする。

但し、午前11時の段階で全面解除になった場合、午後からの授業は実施する。

1：香川県中讃・西讃地域（具体的地域：善通寺市、琴平町、丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町、多度津町、まんのう町、三豊市、観音寺市のどこか1ヶ所でも）に次の気象警報のいずれかひとつでも発令中の場合。

A 「暴風警報」 B 「大雪警報」 C 「特別警報（波浪特別警報を除く）」

2：次の各線において運行を停止している場合。ただし停止区間により、休講に該当しない場合もある。判断は教学担当副学長が行う。

JR 予讃線（高松～伊予三島間）

JR 土讃線（高松～阿波池田間）

JR 高德線（高松～志度間）

JR 瀬戸大橋線

高松琴平電気鉄道

なお、午前6時10分の段階で、休講措置の周知を、本学ホームページにアップする。

また、午後から授業を実施する場合は、午前11時10分の段階で、本学ホームページにアップし周知する。

以上